

日弁連法務研究財団
認証評価検討委員会（第4回）議事録

2004年2月19日（木）午後3時～5時

日弁連法務研究財団：認証評価検討委員会（第4回）議事録

- 1 日時 2004年2月19日（木）午後3時～5時
- 2 場所 弁護士会館10階1003AB会議室
- 3 出席者
委員長 柏木 昇
副委員長 飯田 隆、京藤哲久
委員 浅古 弘、阿部一正、飯室勝彦、大出良知、小幡純子、亀井尚也、川端和治
菊池武久、小山 稔、高木晴夫、中川深雪、日和佐信子、松浦好治、宮川光治
村瀬 均、吉松 悟、米倉 明
幹事 早田幸政
事務局長 由岐和広
事務局 江森史麻子、椋嶋裕之、宮武洋吉、山本崇晶
- 4 議題
 - 1 評価基準の具体的内容
 - 2 自己点検評価項目、同報告書
 - 3 運営及び組織体制に関する事項
 - 4 評価方法、手続（異議申立手続を含む）
 - 5 当委員会の報告書作成の件
 - 6 法科大学院訪問調査（報告とお願い）
- 5 資料
 - 資料35 第2回認証評価検討委員会議事要旨
 - 資料36 評価基準（案）
 - 資料37 評価基準の検討課題（2/13付）
 - 資料38 自己点検・自己評価項目（案）、同報告書添付資料（案）
 - 資料39 組織、運営（案）
 - 資料40 認証評価、異議申立手続の概要（案）
 - 資料41 評価のプロセス（案）（A型）
 - 資料42 評価のプロセス（案）（B型）
 - 資料43 認証評価制度等に関する省令の制定等に係るパブリック・コメント
 - 資料44 法曹養成教育の評価の考慮事項
 - 資料45 教員の教育能力
 - 資料46 施設・設備に関する評価基準（案）
 - 資料47 認証評価検討委員会（第3回）議事録
 - 資料48 評価基準の検討課題（2/18付）
 - 資料49 研究報告書（構想案）
 - 資料50 刑事系科目に関する評価基準（案）
 - 資料51 大学訪問調査報告書
- 6 議事

○柏木委員長 第4回認証評価検討委員会を開催いたします。それでは、まず前回皆様方にご承認いただき幹事に選任されました早田さんがいらっしゃっておりますので、簡単にごあいさつをお願いいたします。

○早田幹事 私、金沢大学大学教育開発・支援センターの評価システム研究の早田でございます。今後ともよろしくお願いたします。

○柏木委員長 ありがとうございます。

それでは、早速議題に入りたいと思います。報告書を来月提出しなければいけないということで大分時間も迫ってまいりましたので、きょうはなるべく要領よく議事を進行したいと思います。

まず、第1は、評価基準の具体的内容でございますけれども、これはお送りいたしました資料48をごらんになっていただきたいのですが、ここに検討課題の主なものが載っております。簡単に山本先生の方からご説明いただけますか。

○山本事務局員 資料48に基づいてご説明させていただきたいと思います。1点目が各科目群間の履修配分の問題でございます。告示の方にも「学生の授業科目の履修が同項各号のいずれかに過度に偏ることのないように配慮する」というふうになっております。評価基準の3の で同様のことを要求しております。ただ、それだけでは、どうすればよいのかよくわからない。ここの趣旨は、(1)で書いておりますけれども、ほうっておくと司法試験科目である基本科目ばかりやることになりかねないので、実務基礎あるいは基礎法学・隣接、展開・先端もバランスよく履修しなければならないように枠を設けておいた方がよいという考えです。この枠の決め方として、(2)のような決め方でおおむねいいのかどうかという点を今回ご審議いただければと存じます。修了認定に必要な総単位数が93単位以上となっており、基準の中では100単位を超えないということが望ましいということになっておるのですが、その中で法律実務基礎科目群は6単位以上、基礎法学・隣接科目群は4単位以上必要だと。その上で、展開・先端科目群を20単位以上履修必要というふうにするのか、そこは抜いて3科目群の合計で33単位以上という形にするのか。ここの決め方は幾とおりかあるかと思います。この三つの科目群であるボリュームを履修できるように、かつしなければ修了認定を受けられないような形になっているかどうかということの評価基準とするという考え方でございます。具体的な数字がどうであるかということとはさておきましても、こういう形の解釈の示し方でいかがでしょうかということでございます。

ちなみに33という数字でございますが、これは最低必要科目93単位の4分の1が23でございます。23足す6足す4ということで33ということでございます。

○柏木委員長 それでは、科目間の履修配分の問題についてはいかがでしょうか。今ご説明ありましたように、ほうっておきますと履修科目が司法試験科目に偏るおそれがありますので、まんべんなく学んでいただくということで、こういう目安をつけた方がいいのではないかと。あくまでも目安です。

松浦委員 履修配分の目安としては、この位かと思います。もっとも、専門的知識や技能の習得に関わる科目は、かなりのものが事実上の必修科目になっていきますし、学生側の必要性の認識も展開・先端科目などについては、はっきりしているでしょうから、余り心配しなくていいと考えます。バランスのよい履修の実現という観点からすると、私の所属する基礎法学の方がよっぽど心配です。全体としてのバランスは、多くの科目が選択必修ということになっているので、それなりに実現されるだろうとおもいます。

一つ注意すべきことがあると思います。われわれの議論は、履修の入口での方向付けを考えています。しかし、法科大学院でバランスの取れた履修が行われているかどうかという実態への配慮も必要です。例えば、学生はどのような履修選択をしたのかに関する統計情報が認証側に提供してもらうことも検討に値します。もし、そのような情報があれば、履修が民事系に偏り過ぎている法科大学院があった場合には、それでよいのかどうかの検討を法科大学院側に求めるというようなことが可能になります。

○飯田副委員長 ちょっとすみません、飯田ですけれども、展開・先端科目については、これは必修もしくは選択必修ということなのか、それとも履修可能であるということか、ちょっとその点資料が不正確なのかもしれません。

○柏木委員長 といいますのは、私の記憶では多くの法科大学院は展開・先端科目を選択必修とはしてなくて、しかしその履修課程の中で幾つかの展開・先端科目をとらなければ卒業できないという、やり方を取っていたように思うのですが。

松浦委員 幾つか履修するいうやり方になっているのではないのでしょうか。実際上は、社会的な求めを意識して、学生が自発的に選択して、一定のバランスが達成されると推測されます。

○柏木委員長 そうしますと、数字としましては緩い縛りで、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を合計してで 33 単位ぐらい見れば、目安としてはいいのではないかと思いますけれども。ほかにご意見ございますでしょうか。

○阿部委員 この偏りということに関しては民事に偏るとか、刑事に偏るとか、そういうことは関係ないのですか。

○柏木委員長 それは、どうでしょうか。

○山本事務局員 法律基本科目群の中での民事系、公法系、刑事系について一定の、こういう目安を設けるかどうかについてはいろいろ議論があったわけですが、評価基準ではもう法科大学院のご判断にお任せしていいのではないかなということです。あまり細かい基準は設けないという方針で考えています。

○小幡委員 最低は決まっていますよね。

○川端委員 いや、あれは標準ですから、最低だと公法 8、民事 24、刑事 10 の、合わせて 42 かな、これがどこかにあったと思うのですけれども。

○小幡委員 最低で公法 10、民事が 32 というのは違うのですか。

○川端委員 それは標準の方です。標準が公法 10、民事 32、刑事 12 ですから。これで 54 です。

○小幡委員 大体は、それに合わせていっているのですよね。

○川端委員 実際問題としては、この標準がもうぎりぎり、これ以上下げているところはなかったのではないかと思いますけれども。

○大出委員 いや、そう言われると困る。私のところは、それよりは少ないです。

○川端委員 そうですか。

○大出委員 ええ。ですから、大分いろいろとご注文をいただいておりますが、失礼して欠席してしましたけれども、やっぱりきょうは、そういう話があるなら出席させていただいてよかったと思います。もちろん偏り、過度に偏ることのないという意味については、やっぱりいろいろ議論はあり得るだろうと思います。これまでの議論を拝見しますと、既に議論になっていらっしゃるようですので、それはそれで今さらということになりますので、申し上げることはないのですが、これはただ

でさえ、学生たちにしてみても司法試験関係の科目は当然勉強することになるわけです。議論のときに、そういうお話がありましたけれども、そうだとすれば法科大学院として学生に対してどういう指導をしていくか、そういう誘引が働く中で、どう本来の理念に基づいた選択肢を選択していくかということについては、かなり強い方向性を示さないと、相当流れる危険性があると思うのです。ですから、もちろん我々はそれで全体的に偏っているとは思っておりません。全体として考えるときに、そもそも本来の理念の関係で、どこまでどうそのバランスをとるのかということは具体的にやっぱり示せば、示さないといけないと思うのですけれども、ですから、今標準で、それ以下はないよなんて言われると、発言しないわけにはいかなくなります。私どものところは、ついでに申し上げますけれども、実務基礎科目が実は13単位必修にしているのです。これも当初は16あったので、いろいろとご指摘をいただきまして変更しましたけれども、その他、実務展開科目は独自に用意しています。というのもやっぱり本来の、当初の議論からすれば、もう少しバランスがちゃんととれている特性があっていいのだろうというふうに思うのです。ですからこの数字というのは、それはそれでこんなところかなという感じもしますけれども、ただでさえそういうふうに傾くということがわかり切っている中でどうするのかということはちょっと考える必要があるだろうとは思っていますけれども。

○飯田副委員長　そういう趣旨で、やっぱりこれは最低の数字で、以上ということの方角を示しているというふうに考えているのですが、そういうご理解をいただければと思います。

○柏木委員長　これも数字が少ないから、それだけだめということではないのだろうと思うのです。その点は、法科大学院の理念との整合性があるかという点で見られることになるだろうと思います。それから、阿部委員のおっしゃったことは、確かに可能性としてはありますけれども、司法試験自体が公法系、民事系、それから刑事系とでバランスよく時間配分されていますから、例えば刑事系をほとんどゼロにするのだということは考えられないので、ほうっておいても、そこは問題ないのではないかという気がいたします。

各法科大学院のポリシーもありますので、緩い縛りで一応の目安をこの程度でつけておくということでもよしいかと思えますけれども、1番の各科目間の履修配分はその程度でよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声)

○柏木委員長　それでは次に、適切な授業の態様という、第2の項目に移りたいと思います。これも山本先生から、簡単にご説明願います。

○山本事務局員　評価基準のカリキュラムと教え方の授業の実施の中に、「民事系科目につき授業が適切に行われていること」、「刑事系科目につき授業が適切に行われていること」、「公法系科目につき授業が適切に行われていること」というのがございます。こちらの解釈指針をどういう形でお示しできるのかなということで、一つサンプルをつくってみました。資料50でございます。例えば刑事系科目について、法律基本科目、法律実務基礎科目、あるいは展開・先端科目、どこでもいわけですけれども、要するにその法科大学院として刑事系についてはどの程度の突っ込んだ取り組みをしているのかということ、仮に評価するとしたならば、こういう形もあるのかなというものでございます。また、重要事項、要努力事項、要望事項というように事項の種別もしてありますけれども、それぞれ教育内容としてはこういうことを取り上げている、あるいは教育方法としてこのような形のことをしているという事例をどんどん挙げていきまして、これで取り組みの深さをと

らえていこう、そうすれば評価できるのではないのかなというアイデアでございます。こういう方向でいくことが現実的なのかどうか、適切なのかどうか検討が必要と考えているところでございます。例えば刑事系科目で、1、重要事項、教育内容として、受刑者の処遇についての理解を上げることというようなことが仮にあったとします。これを例えばほかの民事系科目、いろんなものを取り上げるべきだと、家族法、親族法をやるのかやらないのか、果たしてコンセンサスがとれるような進むべき指針が示せるのかというあたり、難しい点も出てくるかと思えます。

○由岐事務局長 委員長、米倉先生からお配りしたい資料があるということで、お配りしてよろしいですか。

○柏木委員長 はい、お願いします。

○米倉委員 今ここでたまたま刑事系が出てきましたので、こういうふうに関心事項、要努力事項、要望事項などが挙げられて、なるほどと思いましたが、専ら関心を私も持っているのは重要事項の方で、ミニマム、あと3年後にどの程度の力をつけて送り出さないといかぬのだというふうに考えておりましたので、要努力事項だとか要望事項を、少なくとも私は考えておりませんでしたけれども、この重要事項に関しては、やっぱり刑法、刑事訴訟法の基礎的知識の修得という、民法に置きかえればいいわけで、それから日本の刑事司法の全体像、これも民事司法の全体像の理解、そういったようなことを当然教えなければいけないことで、最重要事項だろうと思えます。そんなわけで、恐らくどなたもご異論がないのは、その教育内容として、基礎的知識の修得、刑法、刑事訴訟法、その基礎的知識の修得は当然入らなければいかぬのではないかと思うのです。別建てをやるまでもなく、入るだろうと思っておりますけれども、民法に関しても同じようなことをやっぱり言えるので、それは大体パラレルに考えていいのではないかと。受刑者の処遇についての理解は、ちょっと私責任ある話ができませぬので、勘弁していただきたいのですけれども、やっぱり教育方法の方は大体似ているような感じが、続いているようなことではないのか。刑法と刑訴を有機的に結合させた授業の提供、刑事法領域での理論と実務の架橋、双方向の授業の実現、予習、授業、復習の有機的連関、適切な教材を適切な時期に提供、それから協議する体制ができていること、全くそのとおりで、それは民法の場合も同じだということも言っておりますけれども、差し当たってそんなところですが、今配っていただいたのは、委員長のご了解のもとにしてありますが、これはそろそろ4月も迫ってきたので、いいかげんにちゃんとしておかないと困ると思ひまして、民法の未習者対象の、民法の前半、半分、不動産と契約が二本立てでいくものですから、初め、前期は、そのうちの不動産を担当しておりますので、要するにこの不動産というのは担保の出る物件と総則の3分の1と、それから相続法の、いわゆる相続の登記という問題、それを含めて不動産法と銘打って、大体28回から30回ぐらいやってやろうという、そこで割り振ってみたのが、割り振って、今度見直しをしている、5月の25日あたりまで一応見直しをして、私全部7月の前から最後のところまで一応こういうのをつくっているのですけれども、今見直しをやりまして、これで分量的にいいのかとか、大分分量減らしました。最初は、もっとたくさんの宿題も出ていましたけれども、そんなこと考えて減らしております、要するにござんいただくと、内容は今までの伝統的な民法の講義を扱っていた項目は落とさないようにずっと全部カバーしております。それは、配列は少し変えてありますが、それをいきなり講義ではなくて、ケースを予告しておいて、当ててやるのだという、ケースメソッドを予定して、こうやって割り振っております。それは、刑法の方も実際にはそういう双方向の授業となると、こんなことになるのではないのか。ある程度こういうシラバスではあり

ませんが、進行予定表ですけれども、それをある程度先に配っておきませんと、学生は予習の時間がなくなってしまうわけです。ですから、教師の方で、ご苦労でもつくらなければいかぬわけでして、一念発起してつくったのですけれども、そういうことですが、恐らく民事系科目を評価するときに、教育とか、教育内容、教育方法を表記するときは、その大学のご担当の先生からこういったような進行予定表を提出していただいて、それをざっと見て、それが本当に内容をきちんと全体を、基礎的な知識をカバーしているのかとか、配列は無理がないのかとか、教育的観点からすると、この順番は逆がいいのではないのかとか、あるいは宿題の量が適切なのかとか、適切な教材、ケースを、ケース、ケースと言っているけれども、ケースは果たしてその初学者に適切なのかとか、いろんな観点から見て、それで判定することになるのだらうと思います。それは、刑事法も恐らくそういうことになるのだらうと思っておりますけれども、あまり1人ばかりいつまでもしゃべっているのは終わりますけれども、要するに資料 50 というのは少なくとも重要事項に関しては、もうこういう方向でいくより仕方があるまいと、そう思っております。

以上でございます。

○柏木委員長 ありがとうございます。

○吉松委員 ちょっと今の点よろしいでしょうか。

○柏木委員長 はい。

○吉松委員 米倉先生のご意見に私も賛成なのですが、ただ当初ご指摘がありましたように資料 50 で、重要事項の教育内容で、刑法、刑事訴訟法の基礎的知識の修得ということが一たん掲げられますと、もうその下二つはやっぱりもうほとんど同じことではないかというようなご指摘がありましたように、なかなかその教育内容の中身そのものについて、重要事項としてどうかみ合い方、どういうくりにするかというのは、やや難しいという面がどうしてもあって、それをコンセンサスがあるところで取りまとめようとしてくると、基準として今度は使い勝手が非常に悪い。そういうふうな、なかなか難しい側面があるかと思うのです。それで、ちょうど米倉先生のペーパーを見せていただくと非常にわかりやすいのですが、どちらかという適切な授業がなされているということの評価は、やや抽象的な理念、重要内容もある意味でぼやっとしたコンセンサスがありますので、それを前提として、その方法のところ具体的にどういうやり方がなされているかという、そういうチェックの方が受けやすいのではないかと、そんな感じがしました。

ついでに、私現職の検事ですので、例えばその教育内容の中に受刑者の処遇についての理解みたいなことをぼっと取り上げられると、それは学部で刑事政策あるいはどこかでは必ずやるわけです。それにさらに踏み込んでやるだけのことを要求するのでしょうかというあたりでちょっといろんなご意見が出やしないのかなと、そういう印象を受けました。

以上です。

○柏木委員長 ありがとうございます。

○松浦委員 よろしいでしょうか。

○柏木委員長 はい。

松浦委員 教育学の先生方からよくアドバイスされる点があります。それは、本日、米倉先生からご提供いただいたような講義計画表を出す場合、学生は「そのとおりに講義がされるかどうか」に強い関心をもっていて、教師に対する信頼形成の重要な要素になっているので、計画通りに講義をするべきだということです。つまり、教育サービスの受け手からすると、計画表はあるけれども、

実際の講義は途中で終わり、残りは、次回に繰り越される。その結果、計画がだんだんずれていって、最後は、計画未達成で終わってしまう。これは、非常によろしくないというのです。約束したとおりにサービスを提供したかどうかは、バランスの取れた講義がなされたかどうかを判断する資料になりますし、学生による講義評価の一項目としても意味があるように思います。

○米倉委員 その件は、ちょっと今もお話し出たので、ごもっともな話なので、それは恐らく教育の教育能力とかいうようなところで、どこかきょう議題になるのかと思っていましたけれども、お話が出ましたので、申しますと、私は、これを初めにつくったときに、見ていただくとわかりますけれども、宿題という欄がありまして、宿題という欄にごちゃごちゃと体系書の何ページを読んでこいとか、この論文読んでこいとか、挙げてありまして、初め、これの3倍ぐらい挙げていたのですけれども、若い助手にワープロを打ってもらうときに、先生、これでは学生は夜眠ることができません、民法だけが授業ではないので、刑法もやらなければいかぬ、あまりそんなたくさん読んでこいといったってということで、大幅に削りまして、大体3分の1ぐらいに削ったのですけれども、日本の判例は大体幸いにして短いものですから、十七、八ページが平均なのです、最高裁判例、一審、二審の最高裁全部。例外的に長いのも、たまにはありますので、大体これ見ていると、私今ずっと見直して、何ページかなというふうなことでやって、自分で事実書いて、ノートに書いてみて、どのくらい学生かかるかなと思って、私だったら30分ぐらいで済んでいるけれども、初めてやったら3時間ぐらいかかりましたというようなことをやって、ずっとやってきまして、やっぱり多過ぎるところについては削りました。削ったりしまして、教師の方で一遍どの程度学生にやらせるのが適切な分量なのかぐらい、やっぱりご自分でおつくりになったときに、ただつくったから、やれと言って、それ今おっしゃったように結局できませんから、しょうがない、ここで終わりだから、そうすると不信感を買うと思うのです。信用も害するわけです、この進行予定表の。それもある。だから、あとロースクールの現場調査というのは、やっぱり1回や2回はやらないと、あの先生、こんな偉そうな進行表つくっているけれども、本当にやっているのかという、そういうふうな疑問が出てくるから、やらなければいかぬということは、どこかで申し上げたいと思いましたが、今話が出ましたので、申し上げておきますが、やっぱり分量、それから扱う問題の難易の順番とか、分量だとか、それは非常に大事なことで、あまり軽いものを与えると怠けてしまいますし、あまり負担だとしてこれないということになりまして、そこの緩急のよろしくを得ないといけないのですが、そのよろしくを得るといのがやっぱり先生の力量だと思うのです。先生は、長年の経験から見て、講義しかやっていないにしても、大体1回で済むのはこの程度だろうというようなことで、最後に判例を2件も3件も挙げているところありますが、これは関連があるから、3件も挙げているところありますけれども、そんなの1件やって20名ぐらい当てられたら、もうそれで結構なことだと思っておるのですけれども、今おっしゃるとおり、具体的にはこの進行予定表を見て、どういうふうに学生がくっついてきているのか、そのとおりやっているのか、成績評価はどうやっているのかという、そちらの1枚目の表紙に書いたような、そこに成績評価の仕方だとか、出欠をとるとか書いてありますけれども、そんなことが実際には大事なことだろうと思います。そんなところでございます。

○松浦委員 本当に出席をおとりになるのでしょうか。

○米倉委員 ええ、席を固定するというふうになっていまして。

○松浦委員 そうすると、毎回出席をとるという負担が発生することになりますけど・・・。

○米倉委員 ええ。ちょっと見たら、どこにだれがきょう座っているか、穴あいているかとすぐわかるような闇魔帳をつくる、シーティングチャートというものです。あれをつくって、それで毎回そいつをにらんで、発言のいいやつは、その名前と空欄に丸印をつけるとか、平常点をつけるとか、そういうふうにしないと、やっぱりだめでしょう。きちっと出席をがんがんやらないと。では、そういうことでございます。

○柏木委員長 ありがとうございます。

そうしますと、むしろ教育内容としましては、確かに抽象的には基礎知識の習得ということでほとんど済んでしまうのではないかなと思います。むしろ重要なのは教育方法の問題で、米倉先生のおっしゃっていただいた資料は非常に参考になると思うのですが、こういうことをやっているかというようなことが非常に重要になるのだらうと思います。宿題のところは、私の大学院でも議論しているのですが、学生の予習時間というのは意外に少ないのです。だから、米倉先生がおっしゃったように、あまり1人の先生が欲張りでたくさん宿題を学生に与えると、ほかの先生の宿題をやっている暇がなくなってしまうと、こういうことで、講義の1時間当たりで学生の予習持ち時間が何時間ぐらいになるのかというようなことを計算しながら宿題の計画を立てなければいけないというような現状があります。

それから、2番目のご指摘があったように、この計画通り講義がなされているかということも非常に問題で、これも初年度はいろいろ紆余曲折あるだらうと思うのですが、3年目ぐらいには安定しなければいけないだらうという気がします。

要努力事項の方はどうしますか。これは。

松浦委員 学生が学ぶことが望ましいという観点を採用すると、際限なく講義範囲が広がるおそれがあります。望ましいものは無限にありますから、気を緩めるとすぐに授業計画がパンクしてしまいます。

この点、医学部の先生方の努力は参考になります。医学部で「必ず学ばなければならない」講義内容を決めようとしたとき、次のようなやり方がとられたそうです。例を法学に代えてご説明します。民法の先生方に民法で教えるべき基本的事項をリストアップしていただきます。すると、非常に長いリストが出来上がります。つぎに、民法以外の法律の専門家がこのリストを削って短くします。そうすると、ある意味で「それなりに合理的な」リストが出来上がり、その項目にしたがって、教科書が執筆され、専門技能訓練が計画されるのです。医師国家試験もそのような教育を前提として、問題が作成されることでした。

同様のアプローチは、新しい司法試験についても十分検討の余地があると私は考えています。法科大学院は、基本的に職業訓練学校なので、日本の法律家に共通する基本知識と技能レベルを特定して、それを大半の人がマスターできるように教える体制にする努力が求められると思います。

○川端委員 今の意見、全くそのとおりだと思うのですが、ただここで見ると、要努力事項に法曹倫理が入っているのです。これは、もともとは法曹倫理については独立の科目でもやりますが、ほかの科目の授業においても法曹倫理に意識した教育が行われることが要求されている事項のはずで、それが要努力事項というのは変だなと思うのです。

○柏木委員長 これは、実際に例えば刑法、刑事訴訟法の中で法曹倫理を教えなければならない、ということですか。

- 川端委員 刑事訴訟法なんかだと、刑事弁護人の倫理に絡んだ題材が出てくるはずですが。高橋宏志教授が法曹倫理についてのシンポジウムで、刑法、刑事系の司法試験もそういう問題取り上げますよという趣旨のことを言われていたので、試験にもなる可能性もあるということです。
- 飯田副委員長 それは、後ほど出てまいります2つのマインド、7つのスキルをどうふうにするかと、そこで具体的に取り上げるべきテーマかもしれません。
- 先生方のご意見を伺いますと、この議論について、教育方法を中心にまとめるべきだと、そういうようなご意見は多いように思うのですが、いかがでしょうか。
- 柏木委員長 この点は、どうでしょうか。今までの法学部の教育というのは、学問の自由の一部をなす教育自由の原則みたいなものがあったように思うのです。この教育自由の原則を盾に先生方が好き勝手に教えていたという面があるだろうと思います。それは、今度の法科大学院で変わらなければいけないわけですが、あまり規制されると、教える方としてはおもしろくないという気はするのですが、小幡先生、いかがでしょう。
- 小幡委員 もうこれは、今までとは違うということで、個々の大学院でも認識しているところでして、こういう授業方法を自分たちで考えたりとか、そういう今取り組みをやっているところがございます。ただ、例えば今米倉先生の、これは未習者用ですが、既習者用の場合については必ずソクラティック・メソッドということで、どこでも大体何となくわかるのですけれども、未習者にどう教えるかというのは、なかなか難しく、もっと知識を何とか詰め込まなければいけないという考え方がされることもありますし、ちょっとそこは大学や担当者によって様々かもしれませんし、学生がついてこられればいいのですけれども、未習者用については、必ずしも明確でないように思います。ただ少なくとも、既習者の場合は、ある程度は授業スタイルというのは決まっているわけですから、みんな覚悟はしていると思います。教員も法科大学院の場合は。
- 柏木委員長 大体ご意見としては、この教育方法にスポットライトを当てるという方向でよろしいかと思います。いろいろありますので、臨床科目のあり方というのが次に来ていますけれども、これはいかがでしょうか。これは、あまり問題がないかなという気がするのですが、これも山本先生から簡単にご説明いただけますでしょうか。
- 山本事務局員 臨床科目につきましては、やはり教え方の点で非常に新しいものがございますので、いい教え方とか、そうでない教え方とか、評価するとしたならば、どの辺がポイントとなるのかということ为例として挙げる必要があるのではなからうかということでご用意させていただきました。まず、何のためにやるのだという教育目的を明確にした上でやること、あるいは学生に対して事前に法令遵守義務、守秘義務、法令違反があった場合の制裁等をきちんと説明すること、ほかにその各種教育効果を上げるための工夫として、オリエンテーションをしっかりとやれ、レポートを出せとか、体験したことをクラスで討論する機会を設けるとかいったような、こういうことも絡めないと、ただ単なる社会見学になってしまいますよというようなことをちょっと参考として挙げているというわけです。
- 柏木委員長 この点については、いかがですか。あまり問題はないような気がいたしますけれども。
- 松浦委員 普通の講義科目は、体系的に教育計画を立てて、そのとおりに実行することは比較的容易です。しかし、臨床科目は、そもそも多様な環境の中での教育ですから、その教育デザインを事前にはっきりさせておくことが不可欠です。
- 例えば、特定の事例を与えて、まず何時間どのような作業をするのか、それが終わったら次の作

業をこのように行い、さらに・・・というような訓練の流れの設計が重要であり、それをきちんとやったことの記録も残すべきだと思います。つまり、現場で何かをすればそれで十分だというわけではありません。これは、あくまでも訓練ですから、事前にきちんと計画された訓練プログラムが提示され、それ自体の適切さが評価の対象になるだろうと思います。上に述べました記録は、その評価の資料として有意義です。アメリカでのやり方を見ますと、詳細な指導記録と学生による論文に相当する位の詳しい報告書の提出が要求されています。こういった配慮が必要です。

○柏木委員長 ありがとうございます。

ほかに何かご意見ございますか。それでは、時間も大分たってきていますので、次の「2つのマインド・7つのスキル」の視点について御議論いただきたいとおもいます。これは法務研究財団の評価のセールスポイントといたしますか、中心になるわけですけれども、これも山本先生からご説明をお願いします。

山本事務局員 評価基準に「法曹に必要とされるマインドとスキルを要請する教育内容が開設科目の中で適切に計画され、適切に実施されていること」というのがございます。これの解釈指針ないし評価の視点を、資料 44 にまとめてみました。評価の際の考慮事項というタイトルにしておりますけれども、要するにここにいろいろ挙げてあるようなことを、例示であって限定趣旨ではないのですが、こういうことをやっているかどうかというあたりが一つの視点になるのではないかと思います。逆に2つのマインド・7つのスキルをしっかりとやろうとすれば、こういうことをやるというふうな事例のようなものになっているわけですけれども、各大学で今計画されていることであるとか、実際に授業で行われること等を、どんどん2年ぐらいかけて蓄積していくということになるかと思うのですが、こういうことの蓄積をやる意味があるか。これをもとにして、この学校は法的文書の作成がいいとか、法的分析・推論能力の教育の取り組みがいいとか評価をすることができるのだと、こういう方向でいいのかどうかを検討する必要があります。

○飯田副委員長 資料 44 については、まだこれは事務局で検討している途上のたたき台でございますので、この内容につきまして、きょうご議論いただきますと時間がなくなると思いますので、このような解釈指針を設けて、2つのマインド・7つのスキルを評価基準とつなぎ合わせるということを考えているわけでございますけれども、そういう方法でいいのかどうかと、まずご議論いただきまして、各項目につきましては次回までにさらにバージョンアップしたいと思っておりますので、メールとかファクスでご意見を賜ればというふうに考える次第でございます。

○柏木委員長 この間から出ていますように、2つのマインド・7つのスキルをどう評価に取り入れるかということは甚だ難しい問題でありまして、資料 44 につきましては私もいろいろと言いたいところがあります。2つのマインド・7つのスキルの内容はいいのですけれども、それが大学評価につながると大学院としてはびっくりすることが多々あるのではないかという気がいたします。ということで、この結びつきにつきましては、皆さんお気づきの点があれば、ぜひメールで事務局の方にご連絡をお願いしたいと思います。こういう方法で検討するということではよろしゅうございましょうか。

(「はい」の声)

○柏木委員長 では、先を急がせていただきまして、その次の教員の教育能力ですけれども、これも山本先生から。

○山本事務局員 資料 45 でございますが、個々の教員の教育能力についての要件と解釈指針をまと

めたものですが、設置の段階での審査だけではなくて、実際に法科大学院が走り始めまして授業が行われるという中で、どう評価していくかということを織り込んだたたき台でございます。解釈指針のところの2のところ为中心で、教育能力の審査ということでございまして、(1)が実務家教員、(3)が研究者教員に分かれておりますけれども、ポイントは(1)でいいますと、のところに教育上の経歴・経験、シラバス案、面接、あるいは小論文、学生のアンケート、授業見学等によって、教育上の指導能力の有無を考慮すると、これを研究者教員には、同じように(3)の中に書いております、こういうことを入れるということが必要であろうというたたき台になっております。

○飯田副委員長 こちらの方から1点補足させていただきますと、2の(1)の実務家教員につきましては、設置審では実務家教員につきましても法律基本科目については研究業績が不可欠な要素のように扱ったわけでございますけれども、この資料45におきましては実務上の顕著な業績がある場合には、必ずしも研究業績に顕著なものがなくても、そのの高度の教育上の指導能力がある場合には総合的に判定するというので、教育上の指導能力に一定の重きを置いたというのが設置審との違いといえますか、特色になっています。

また、研究者教員の方につきましても、(3)の で5年以上の教育経験があれば、原則よろしいわけでございますけれども、しかし問題がある場合には指導能力についても判定するというので、教育上の指導能力についても一定の重きを置いており、ここが指針とは若干違いになっているということです。

○柏木委員長 これは、いかがでしょうか。実務家教員については、こういうある程度緩やかにしないと、ちょっとまずいかなということを私も感じておりまして、非常に教育能力があると思われる方でも論文を書いておられない方が実務家の中で非常に多いし、特に行政官庁におられる方は、むしろあまり書くなと言われていた人も多いやに聞いておりますので、こういう例外的な規定が必要ではないかという気がいたしております。よろしゅうございますか。

○宮川委員 では、スタート時は、こういうことでしょうかないのかもしれませんが、これだと学問がタコつぼ型、縦型になっているものをそのまま教育にも反映するという考えでしょう。適切な教材がつくられているのであれば、憲法の学者が民法を教えても、刑法を教えても一向に構わないのではないかと。すぐれた教育者であれば他の分野を教えることについても、すぐれた教育者であることは可能であると思います。ここに書かれていることをどこかの時点で崩すという、そういう考えはないのでしょうか。

○柏木委員長 非常にいいご意見をいただきましたけれども、大変重要な、難しい問題であります。私も方向としては、それが非常にいいのではないかと思います。日本は、やはり縦割りの弊害が非常に強く、アメリカと比べますとタコつぼになってしまいがちです。今の宮川先生のご意見をどういうぐあいに取り入れるか。これは、非常に根本的な、基本的な問題だろうと思います。

○米倉委員 全くの卓見だと思っております。現にアメリカあたりには、アメリカしか知りませんが、自分の教えるのはこれだから、絶対それ以外は教えないというのではなくて、結構憲法の先生が民法教えたり、民法の先生が憲法教えたり、そんな例もあって、あるいは法哲学の先生が何か憲法教えたという、やっていらっしゃる例もあるわけで、決して専門固まってしまっただけではないということがわかりますし、将来そっちの方へ行っただ方が、あるいは行くべきではないかと、私も思いますけれども、ちょっと急にやれと言われても、その手当ができないのだろうと思うのです。それは、今宮川委員もちょっとおっしゃったように、何か適切な教材集というか、教

科書というのが、そういうものができているという前提だろうと思うのです。アメリカなんかできのうまで憲法教えていたのが、来学期から急に刑法であるとか、そんなことがさっとできるというのが結局きちんとしたいものできている、そしておまけに聞くところによると教師用指導書までできていると言っていた、別冊で、その教科書採用していた先生にはそれが配られてくると。それを見ながらやれると、しばらくの間は。そのまま自分なるべくならもっとおやりになると思いますけれども、そういう体制が出てくれば、これはできるのだと思うのです、またしなければいかぬと思うのですけれども、今急にやらなければいけないと思います。ただ、将来には宿題としては当然そうあるべきで、未来永劫タコつぼ型でずっといくというのは本当によくないのではないかと思います。ですから、大変いいことをおっしゃってくださったのですけれども、来年からやってほしいというのはちょっと、喜ぶべきことだと思うのですが。

宮川委員 恐らく、適切な教材は二、三年ででき上がってきます。近い将来、流動化といいますが、変化が生まれるような契機となることが埋め込まれているといいかなと思うのですが。

○柏木委員長 評価項目として入れ方が難しいですが、そういう可能性を入れておく必要はあると思います。私は、アメリカみたいにはならないだろうとは思いますが。大陸法とコモンローの違いがあります。コモンローでは物の考え方を中心に教えますし、大陸法はやはりかなり知識を教えなければいけないので、必ずしもアメリカ型にはならないと思います。しかし、それにしても日本の法学教育はたこ壺になり過ぎるということは強く感じています。うまくタコつぼ法学教育を排除するような、ちょっと表現は難しいですが、山本先生考えていただけますでしょうか。

○宮川委員 現在のところは、こういうことでやむを得ないとしても、議論がされて、近い将来、再考するということが大切です。。

○飯田副委員長 そうすると、考えでございますけれども、実務家教員の場合は該当科目だけではなくて、隣接分野での論文も対象にしておりますが、研究者教員の場合は該当科目だけに絞られているのですけれども、そこを隣接分野にも広げるといのも一つの考え方かもしれません。

○川端委員 この評価基準を見ると、ここに要約された形になってはいますが、特定分野が要求されるのは高度の教育上の指導能力なのです。例えば民法の教育上の指導能力を証明すればいいのであって、業績は法社会学でもいいというふうに、この基準は読めると思うのです。要するに何らかの研究業績があって、それで民法について高度な教育能力があることを証明すればいいという読み方ができるはずなので、だから設置審のときの解釈というのはやっぱり相当狭かったのではないかという気もするのです。だからこの解釈指針についても設置審どおりにするのではなくて、少なくとも近い将来を示唆するような解釈指針を加えた方が適切なのではないかなという気がします。

○飯田副委員長 先ほどの繰り返しなのですが、(3)の で最近5年間の研究業績の後に括弧して、(必ずしも該当科目に限らない)というようなものを入れるのがよろしいと思う。

○中川委員 ちょっとすみません。私も今の議論を聞いていて、アメリカの方では確かに法哲学の先生が教えられるようなことがあるので、将来的にはそのとおりだと思うのですが、今回のその評価基準ができたころの経緯からいくと、この基準が文面だけを見ると、そういうふうに読めますけれども、この基準が策定された経緯から考えると、やはり教える中味については、その担当する分野についての業績だとか教育能力というのが恐らく話の前提としてあったから……

○川端委員 ですから、その高度の教育能力の中に業績をさらに読み込んだのでしょ、多分。設置審査の段階では、実際問題書類審査しかできないので、何で見るかということ、研究実績を見るしか

なかったということだと思ふのですけれども。

○中川委員 ただ、この評価基準というのは、文科省からのいろんな審議の過程の中で作られたものですから、この時点で今この解釈を変えるというのはちょっと難しいのかなというふうに思うものですから、これは将来的な意味で非常に重要だと思ふのですが。

○浅古委員 今の教員養成のシステムの中で研究者教員育ててきておりますので、この先生方に、例えば民法の先生に刑法教えるというのは若い世代でもかなりきつところがあるのだらうと思ふのです。実際に大学院の学生なんかで、私のように日本法制史ですから、年によって民法のテーマを取り上げたり、刑法のテーマを取り上げるのですが、そうしますと例えば民法のテーマを取り上げたときなどと、刑法を選考している学生というのはドロップアウトして出てなくなってしまうのです。逆に刑法のテーマを取り上げているときは民法は来ないと、そういう非常に狭い視野で今の研究者って育ててきています。そうしますと、その人たちが他の科目を教えるということ、その基礎的な知識というのは恐らく学部の法学教育で受けた知識以上のものがない。ですから、この法科大学院が立ち上がって、かなりの水準の法学教育を満遍なく受けている、こういう学生がその研究者に、あるいは教員に育ててきた、そういう第2世代といいますが、その時代になれば、宮川先生がおっしゃるような、その他の科目を教えるということもかなり能力を持った教員が出てくるのだらう、こういうふうに思ふのです。ちょっと今の時代は難しいかなという気がするのですが、いかがでしょう。

松浦委員 今のお話は、1人の教師が教えるという前提なのですけれども、「見習い制度」のようなものを導入すれば、教師の教える範囲を拡張することができます。例えば、急に刑法を担当せよと言われてもとても無理でしょうが、一年間刑法の専門家の講義を分担して、教えるというような期間をおくとします。次年度から教えるという前提で参加すれば、ある程度の教育経験のある人なら、大体のコツはわかるものです。こことここは非常に複雑な話だが、ここは簡単に流しておけばいいということがわかります。

これまでこのような試みがなこなかったのは、学者や教師についての固定観念があったからです。これまでのアプローチをただちに放棄すべきだとは思いませんが、限られた資源で運営される日本の法科大学院では、この種の圧力はずっと働き続けるでしょう。

そもそも現在の大学院の研究者養成コースのような専門細分化を続けると、細分化された農地同様、専門領域自体が自立できなくなるでしょう。たとえば、19世紀のイギリス契約理論の動きを研究する場合には、イギリスの社会史や経済史、場合によっては巨大な植民地を有する大英帝国の裁判所の位置を頭に入れておかないといけません。社会構造や経済環境の理解なしに、契約理論の展開は正確に理解できないからです。仮に、実定法と歴史を両方見ておけば、徐々に専門の幅が広がるだけでなく、入門的な講義も担当できるはずで、宮川先生のおっしゃった複数科目担当への方向性は何らかの形で制度的に埋め込んでおくべきだらうと思ふます。

○米倉委員 複数科目担当がもしも認知されますよね、法的にも。そうすると、教員の数も半分に減るということも起きてきます。現にアメリカなんかでは、たくさん雇わないし、民法しか教えない先生を雇うような、そんなぜいたくもやってないのではないですか、向こうは。

松浦委員 アメリカのロー・スクールの場合、新任の教員に何を教えさせるかは、多くの場合、学部長の権限です。まったく学んだことのない科目でも担当せよと命じられることがあります。ですから、いろいろな科目を教えるということは、ふつうのことです。もっとも、アメリカの法学教育

は、日本と違って現行法を正確に教えるという要素が弱く、全米のどこでも使える基本的なリーガルアナリシスの力を付けるということを目指していますから、どの説が支配的かという議論はそれほど重視されていません。

日本では、非常に具体的で確定的なルールの知識も要求されるので、そこまで正確な知識を駆け出しの教師が教えようとするとかかなり大変なことは事実です。その意味では、日本の法学教育は、イギリスに近いように感じます。

○柏木委員長 いろいろご議論はあるかと思えますけれども、方向性としては宮川先生がおっしゃった点は非常に重要な点で、タコつぼをなるべくなくすという方向で、それができるような表現と内容にするということでは一致しているように思います。ちょっと時間がございませんので、すみませんが、その次に進めさせていただきます...

○亀井委員 ちょっと大きな方向についての議論は別としまして、設置審の教員審査で実際問題、一番問題になったのは、研究者教員の場合は、例えば民法ですと家族法の研究業績はほとんどないのだけれども、家族法を教えるという場合、それから刑事ですと、刑事政策とかをかなり中心に研究してきた方が刑法を教えるというのがある。それから、商法では手形小切手を教えるということなのだけれども、会社法を中心にやるという、そういう研究がある。その三つぐらいが一番研究者教員で駄目ということになったケースなのです。その三つぐらいを実際にどう考えるのかということがあると思うのです。設置するに当たって駄目ということになったのですが、要するに例えば隣接分野までの研究業績があれば、各隣接分野というのは今までのようなものを含むのだというふうに考えますと、全部そこは というふうになるのです。ですから、そこはこのコンセンサスというか、実際そういう場合はもう一度高度な教育能力ということプラスして評価するのですが、研究業績のベースとしては、それはそれでも構わないというコンセンサスへいくのかどうか、はっきりさせるべきではないかと思えます。

○柏木委員長 具体的な例を挙げれば、例えばミシガン大学でマーク・ウエストという比較法の先生がいらっしゃるのですが、刑法を教えているのです、1年で。それは、なぜかという、自分は刑法に興味を持ってきた。刑法を1年生に教えたい。法律の物の考え方を教えるのは、比較法であろうが、刑法であろうが、何だって同じだと言ったら、その教授会でやれやれと言うので、やっているという極端な例がある。

それから、もう一つは、スタンフォードのレーシック教授というのは、これは憲法の教授だったのですけれども、表現の自由から著作権に興味を持って、著作権に関する「コモンズ」という非常に有名な本をお書きになって、その運動をやっておられます。今はもう著作権で有名になっているのです。そういう場合に、一つの研究領域から少しづつはみ出して行って、別の研究をやる。多分そのマーク・ウエスト先生のような例は、日本ではちょっと認めがたいのではないかと。これは、さっき私が言ったようにコモンローと大陸法の違いだろう。ただ、そのレイシック教授みたいに憲法をやっている、表現の自由をやっている、そこから著作権の問題になる。というような、そういうにじみ出しみたいなものは大いに認めるべきではないだろうかという気がするのですけれども、それをどう表現するかという問題で、全くやったことのない人が来てしまったら、頭数が足りないからというので、教えているというのは、これは排斥しなければいけない話です。その判定って非常に難しいです。

○川端委員 両方あると思うのです。本当に間に合わせで持ってきている人もあるのと、あまりにも

科目適合性の審査が厳し過ぎたなと思うのは、契約法、物権法、みんなそれぞれその論文がなければ不適合だということで、そろえるのに苦労したとか、いろいろありますから、どちらがいいのかなというのは、本当のことを言うと難しいですね。

○柏木委員長 それは、実際には難しいのですけれども、規制は緩やかにしておかなければいけないということはコンセンサスなのではないかと思えますけれども。亀井委員のおっしゃることはなかなか具体的に書けない。何かうまく、緩やかにその条件を既定するというので、山本先生に考えていただくということでいかがでしょうか。

○小幡委員 研究者教員の能力というところでは、隣接分野の話はないのですね。ですから、先ほどおっしゃったように、個々の授業担当の対象分野の研究論文がなければいけないという、縛りをつくらぬ方がいいのかというようなことはあると思うのですね。何を隣接というかも難しいですが、対象分野を狭くにとって、その研究論文がないということで判断するのが、設置時審査であればともかく、それがこの第三者評価でも同じなのかどうか、そこです。そこをはっきり。

○柏木委員長 今の点はいかがでしょう。

○宮川委員 それは、検証しなくてもよいのではないかと思います。

○柏木委員長 私も厳格に検証しなくてもよいのではないかと考えています。今回の設置審査では考えすぎだったかなと思います。

○川端委員 例えば憲法で人権論文はあるけれども、統治の論文がないから、では教えてはだめだとかいう審査までする必要があるだろうか。

○亀井委員 倒産法中心のを書いているから、民訴を教えるとか、それを駄目にされたのですけれども。ちょっとかすっていればいい。非常に、かするか、かすらないかという、そういう感じになる。

○小幡委員 研究論文も、自分の興味のあるところをつい対象として書くから、それがあまり厳しく狭く解釈されているというのは.....。

○大出委員 刑事法についてですが、京藤さんの認識とはちょっと違うかもしれないのですけれども、それと、今回の審査は、形式的基準を揃えるということでご苦労もあったと思いますので、そのことをとやかく言っても始まらないとは思いますが、しかし、刑事法のところについては、刑事政策と刑法は、隣接というよりは、最近の状況としては一体的にむしろやられていると考えた方がいいと思うのです、特に日本の場合。ですから刑事政策ができる人で刑法ができないということは多分ない。刑事政策が専門ということで論文を書いているかもしれませんが、日本的な状況の中では刑法ができなければ刑事政策はできないはずですが、ただ、逆はあるかもしれないです。つまり、むしろ刑法ができたからといって、刑事政策はできないかもしれない。クリミノロジーということになってきますと、規範学をやっているだけでは、できるわけありませんから、そのところの実質的審査が行われなかったのではないかと。これから教育ということになったときに、そういう形式的な判断ということでは困るわけです。今すぐというわけにはなかなかいかないかもしれませんが、教育であるということで検討していく必要があると思います。

○柏木委員長 ありがとうございます。大体のご意見は、あまりリジッドなものにしないということのようでありましたので、山本先生、大変ですが、そのように変更と修正をお願いいたします。次が法科大学院の研究活動で、米倉先生から以前、法科大学院の教員は研究なんかやっている暇がないのではないかとお話がありましたけれども、これについても山本先生、ちょっと簡単にご説明いただけますでしょうか。

○山本事務局員 この点は特に新しいことを今回お出しするということではございませんで、研究活動をこの評価の中で位置づけたら、法科大学院として教員の方が研究活動をする時間がきちんと確保されている、きちんとした研究休暇があるとか、あるいは、その他の制度・環境があるとか、その程度のことを評価基準とすることが適切ではないかということでございます。

○柏木委員長 ありがとうございます。

この点もあまりご異論はないかと思えますけれども、いかがでございましょうか。教育も研究もという欲張った内容でありますけれども、ある程度仕方がないのかなという気がいたします。

○京藤副委員長 一般的には、これで全然問題がないと思うのですが、今度の法科大学院の教員にはみなしの専任と専任がいます。専任の先生というのは通常大学のその教員として同じような待遇を受けるのでしょうから、問題はないと思えます。他方、みなしの専任の先生方の場合には、サバティカルが一応7年が単位だとすると任期には入らないので問題があると思えます。みなしの場合、丸々1学期、その教育方法あるいは研究のために時間を使うということが許されるかどうかという、なかなか難しい。みなし専任の方に何カ月間か、教育方法あるいは教材をつくるために集中的に時間をとるためには、新たな制度が必要なのです。そういった工夫がされているかどうかということは、どこかで言及しておく、好ましい方向に物事が動くのではないかなと思えます。今のままだとみなしの専任の先生の場合には、そういう制度を用意しないということで終わってしまうのではないかと思えます。

○柏木委員長 ありがとうございます。

確かにみなし専任の先生方に過大な負担をかけるのはちょっと問題かなというふうに考えています。その点も何か配慮が必要ですね。

松浦委員 研究者に時間が与えられるのは非常にありがたいことです。その時間は、研究に充てることが期待されています。ところで、問題は、これまで研究評価の対象が狭い意味の学術論文に限定されすぎてきたところにあります。しかし、研究論文に加えて、優れた教材(いわゆる cases and materials をお考えください)も評価の対象にすべきです。英米系では、ちゃんとした教材や教科書の執筆が研究業績として評価されます。非常に新しい分野の資料をきっちりそろえて、その分野を鮮明に描き出す教科書の社会的価値は非常に大きいと思えます。それは、一つの研究活動ですし、実務家教員の方々が研究として貢献する未開拓な広い分野です。さらに、新しい教育のあり方の提案も研究に含まれます。アメリカの Journal of Legal Education 誌などには、参考となる研究が多々報告されています。

○柏木委員長 わかりました。先ほどのタコつぼからはみ出るということにも関連してきますので、ご異論がないかと思えますけれども、山本先生、よろしく願いいたします。

○米倉委員 全く異論はございませんで、そうだと思うのです。要するに教員の研究活動の中で大事なことは研究の、刑事もそうですけれども、研究の評価は今おっしゃったように少し緩めていいと思うのです。それはそれでいいと思えますけれども、問題は、そういう広い意味での研究をする時間、研究はまとまった時間がないとできないのです。ですから、そのまとまった時間を与える体制づくりが、その当該法科大学院に用意されているのかということがポイントになる。それを、いや、そんなことは無理だと言い出したら、これは全然だめなんであって、またそのくらいの余裕を与えておかないと、あと3年もしたら私心配しているのですが、この法科大学院に何年いても研究できる見込みがないとなれば、研究できる法科大学院をどこか探して移ろうなんていう人が出て

くるに決まっているのです。絶対出てくる。そうすると、その抜けられる法科大学院は自滅することになる。そういうことのないようにするためには、先手を打って、何年か後には、半年あるいは1年の有給休暇で研究あるいはちゃんとした教材をおつくりになってくる、集中して時間をとってくださいというような体制がないと危なくてしょうがない。どんどん抜けられる可能性があるので、研究ができないようなところにいたってしょうがないというのは当たり前の話です。どんどんやめていく。やめていって、法科大学院しかない、法科大学院の方がいいではないかという話になって、そっちに移ってみたい、当然そういうふうなのがどんどん出てきます。それを食いとめるためには、やっぱりちゃんと、きちんとサバティカル、サバティカルというのは7年というのはちょっと長いのではないかと思うので、もうちょっと短くです。4年か4、5年のところでそういうふうによってもらったらどうかと思うのですが、その辺のことだけ申し上げておきます「ノーワーク、ノーペイ」だといって、有給の研究期間は認めないなどとしてしている法科大学院はいずれ自滅することになるでしょう。経営者の意識切り替えが必要となる。

○柏木委員長 そのほかご意見ございませんか。それでは、ちょっと先を急がせていただきます。次の5の学生の人数ですが、これも山本先生。

○山本事務局員 学生の人数につきましては、法科大学院を訪問している中であちこちから出ているところがございます。入学者数と、それから入学定員とのバランスの問題、それから在籍者数と収容定員とのバランスの問題ですが、「3割ぐらい上回っているのではないか」というような話もある一方、「とんでもない。どんなにいったって1割だ」というところもございます。これは、やはり管理のしやすさの度合いによるのかもと思います。例えば地方の方へ行きますと入学者の数の調整が非常にしやすいとかいうようなこともあるようですし、そうでないところもあるということになること。今法科大学院はブームになっている面もあるということを考えますと、ちょっとこの辺は実績を見て、数値基準をつくるのが適切かという印象を持っております。その数字を見る場合には、過去3年分ぐらいを均してみるといって、大枠な枠としてはそういう考え方を。実績を見て、定員どおりきちんとするのか、15%、20%とするのか決めていくことになるのかなと思います。

○柏木委員長 最初なので、いろいろの事態が出てくるだろうと思いますが、はっきりした基準になりませんが、実績を見て判定基準をつくってみるといって、とりあえずは数字目標、30%か10%か、かなりということ。それでいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

○川端委員 書かないのは賛成ですけれども、その入学定員を上回らないようには努力しているというか、その点で配慮しているというか、そういう方向性は、つまり最初から1割り増しぐらいだったら罰則は受けないからやってしまうというところが出ないようにするような、そういう方向性を示す言葉が何かあった方がいいですね。

○柏木委員長 そうですね。それは、どなたも異論がないことだろうと思います。山本先生、よろしくお願ひいたします。ほかにご意見ございますか。それでは、その次の成績評価基準に進めさせていただきます、これも山本先生にご説明をお願いいたします。

○山本事務局員 その前に、施設、設備の問題がございます。資料46の方に出しております。必要な設備、施設がきちんとあることということだけではちょっとわかりにくいので、もうちょっと細かく規定したらどうかという意見もございました。仮にということで作成してみましたが、施設で言えば教室演習等の座席の確保、机の広さ、座席の配置、音響、プロジェクター等の配備、自習室、

あるいはその他のスペース、それから図書館等につきましてはアクセスの環境、どんな情報がそろっているかとか、あるいは使いやすさが配慮があるかとか、あと最後にITの環境、最近の特徴だと思いますけれども、法情報の収集とか文章の作成とか、ITの環境があって、しかもそれを使い方がわからないと、すぐ教えてくれるようなサービスが整っていると、物理的ではありませんけれども、そのような基準をもう少し細かく設けることがどうかという点です。

○柏木委員長 これはいかがでしょうか。自習室につきましては、資料46の解釈指針の(2)では、机の数なんか問題にしましたね。机の数が学生数に比してあまりに少ないと問題ではないかというようなことです。

それから、図書館の問題もあります。これはアクセスに入るのかもしれませんが、特に本体の法学部と別のところに法科大学院をつくる学校については、本体の法学部図書館を利用できないということで、十分な冊数が備わっているかどうかというようなことも問題になってきます。

○吉松委員 これは、評価の視点としては、いろいろ大事なことを指摘してあると思うのですが、ちょっと先走った話になるのですけれども、こういうところに評価視点を置いた上で、これをどういう評価をするのですか。例えば点数評価みたいなことを考えているのですか。それともこれだけ評価項目があって、例えば7割なら7割充足していれば、適正なら適正、そんな感じになるのでしょうか。先走って話を申し上げるのですけれども。

○山本事務局員 評定の基準ということですか。判定の基準ということ言えば、この先につくることになると思います。

○柏木委員長 次の7番の成績評価基準の問題になるわけです。

○川端委員 今の施設、設備ですけれども、これを見て私思うのですけれども、学生の学習、教育に必要な施設ということだけ書いているような気がするのです。教員のための施設、あるいはその補助者としての事務の施設、事務局、事務室の基準がない。それと図書だって、これは学生が学習するときにはこの程度でいいのかもしれませんが、教員が研究するのだったらこんなものではとてもたまらないということになるのではないかと思うのです。大体オフィスアワーを設けるとなったら、学生とちゃんと面談できる教授室が教授に与えられていないとおかしいはずで、そういう基準が全く欠如しているのではないのでしょうか。

○山本事務局員 そういう方向にどんどん細かい基準とといいますか、実質的な基準をたくさんつくっていくのかどうかという方向性をご審議いただければと思います。

○柏木委員長 あまり細かくてもいけないのでしょうか。確かに川端委員がおっしゃったような点はちょっと項目として細かすぎるような気がします。

松浦委員 施設整備について、国立大学では一律の国の基準で算出されます。ですから、机の大きさはきまっています。しかし、法律家は大きな机を必要とします。これまでのような机の基準では、だめだというメッセージが認証評価として、外部から届けられれば、それは学内説得の重要な機能を果たことになるでしょう。

そういう関連からすると、外部評価は、法科大学院の教育環境の質を向上させるための大切な役割を果たすことができます。例えば、図書館の開館時間が全学一律で夜8時まで、週末は閉館すると決められていたとしても、全国の法科大学院ではふつうは夜12時まで、試験期間は、24時間開館というような情報があり、改善勧告があれば、遅かれ早かれ変化は生じます。

ここで注意する必要のあるのは、認証評価による改善勧告を単なるマイナス評価としてしまわな

いよう工夫するということでしょう。そのときに、具体的な数値目標の提示は、きわめて有効です。

○柏木委員長 新しい視点でありますけれども。

○由岐事務局長 国立大学は、まさに先生のおっしゃっているような意見が多くて、私立は経営上、こういうので困るという意見の両方があるものですから、今の努力目標というか、それも一つも案だと思しますので、事務局の方で検討させていただくということによろしいでしょうか。

○飯田副委員長 先ほど吉松委員の方からあったお話、大変重要なところだと思うのですが、いわゆる評価実施準則のような、実施要領のようなものをこれからつくっていきませんが、その段階で案を出していきたいと思えます。

○柏木委員長 それでは次に、成績評価基準に移りたいと思えます。山本先生の方から。

○山本事務局員 成績評価基準につきましては、基準案の方に今回新しいことを一つつけ加えさせていただきました。それは、当該法科大学院として適切な成績評価基準を規定していることという項目であります。前回までは客観性及び厳格性を確保するために「基準を設けてやっていること」ということであつたのですけれども、それは各教員が自分が採点する場合の成績評価基準を設定していればよいという書き方でした。やっぱりそれだけでは客観性なり厳格性が担保されない面があり、法科大学院としてポリシーを決めて、優は幾つまでとか、あるいはこういう水準に達しないものは単位をあげてはいけないとか、そういうことを決めていること自体を、ベター項目ではございますけれども、要求するというので入れさせていただきました。こういうやり方でいいのかどうかご審議いただければと思えます。

○柏木委員長 この点はいかがでしょうか。ちょっと中身がよくわからないのです。法科大学院の成績評価については、多分どの法科大学院も成績評価基準というのは決めるのだらうと思えますけれども。

松浦委員 GPAを採用するということなのですが、GPAのベースはどうなっているのでしょうか。GPAは、単位数の異なる科目の評価を総合する工夫です。4単位の優と2単位の優は、同じではないからです。しかし、フェアな成績評価をするには、それだけでは、十分ではありません。それぞれの科目の成績評価が一定の基準で行われ、それぞれの平均点が一定の範囲に収まるようにする制度的裏づけがあって初めて適切に機能します。各教員による成績評価をまったく自由にしておいて、グレイド・ポイント・アベレージを出してもたいした意味はありません。それは、ほとんど時間の浪費という意味しかもちません。

アメリカのロースクールの場合、きちんとした内規があるのがふつうです。100人だったら、上位15%しか優は出さない、その科目の平均点は、3.5から3.8の間になるように採点するというようなルールです。それに反する成績報告をする場合には、特別な説明を文書で提出するようです。成績表が学生の相対的位置を正確に表示すべきものであるのなら、このような配慮が不可欠です。

○柏木委員長 おっしゃるとおりですね。ほかにご意見ございますか。

○亀井委員 山本先生が言われた、大学院全体としての成績評価基準というのは、これはむしろ設置基準では当然のことだと考えられていたように思うのです。設置基準ですと、専門職大学院は、成績評価の客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとするところがありますので、教員がそれぞれ何かの基準を定めていけばいいということにはなっていないはずだと思うので、特に上乘せとか、そういう問題ではなくて、むしろ設置基準そのものと見ていいと思うのですけれども。

○小幡委員 むしろ当然なのですけれども、みなさん法科大学院入試で苦労なされたと思いますけれども、現在各大学の評価は3段階評価だったり4段階評価だったり、5段階だったり、さらに一番上が何点以上かというのも違って、もうさまざまで、成績評価を比べるのに大変困っています。法科大学院もそれぞれ、さまざまに基準をつくられて、要するに、弁護士事務所に採用になるときに、その評価が使われるのかと思われませんが、その評価の仕方が、相対評価は皆さんなさると思うのです。何%というのは、多分それぞれ決まると思うのですけれども、その決め方がばらばらだと、結局横並びの比較はなかなかできないのではないかと思います。評価の基準というのが統一されればよいと思うのですけれども。

○柏木委員長 そうですね、ただここで第三者評価で決めるということも難しいです。

○小幡委員 それは、当然第三者評価では無理でしょうけれども。

○川端委員 設置審のときは絶対評価でやりますというときは、それはそれでいいというふうに審査していますけれども、その客観性の担保、つまりその教授個人が勝手に絶対評価しているだけではだめだよと、全体でその絶対評価についての客観性が担保されるような何らかの仕組みをとっていますか、というのはつけ加えています。相対評価でやることはそれで結構ですと。だから、相対評価で何が何%というのを決めるということまでいくのは、もう一段階いるわけで難しいと思います。

○小幡委員 相対評価が何%というのは決めなくていいということではないのですか、設置審では。

○川端委員 いや、設置審では相対評価やりますというところは、そういう基準を持っていることは当然の前提ですけれども、うちは絶対評価ですというところを、それだけでだめとはしなかったです。そのかわり、その絶対評価について客観的な担保を何か出せと。例えば教授会で全部審議するとか、そういうふうにしると。

○柏木委員長 それは、確かにこの評価で、例えばここに書いてあるように優は10%以下にしようとか、あるいは中央値は幾らにしようとかいうのはちょっと難しいかもしれません。

松浦委員 それから、もう一つ配慮が必要だと思います。それは、GPA評価に入れる科目と入れない科目を分けて、弾力性を与えるということです。アメリカの場合、クリニックはGPA評価の対象にはなっていないと思います。リーガルライティングもそうだと思います。

ところが、クリニックの方は、優良可の評価はするのですけれども、GPA評価の対象にしていなくて多いと思います。このような配慮で成績評価に柔軟性を与える一方で、全米的な統一も図るという努力がなされています。日本の場合、このあたりの検討は不十分です。科目の評価をな全部点数評価すると、かなり硬直化するような気がします。

○柏木委員長 わかりました。

ほかにご意見ございますか。

○菊池委員 大変初歩的な質問なのですが、例えばある大学が学生に対して、一般から見れば甘い評価をしたとすると、どういう問題があるのですか。何か厳格に評価をすべきだというのが大前提になっているようでは、私は評価というのは、教育をうまく進めるための一つのルールにすぎないというふうに思っていますから、その使い方は大学に自由に任せて、別にそれが点数が高いからといって、何かほかでいい給料もらえとかいうことには直結しないわけです。今極端なこと言っていますが、いろんな考え方があるのだから、その大学が自分でつくったルールをきっちり運用するというのが大事だと思いますけれども、何か横並びで比較できるような制度に

すべきだという発想そのものがちょっとわかりにくいのですけれども。

○柏木委員長 要するに、法科大学院を卒業した人に新司法試験の受験資格を与えるわけで、あまり成績評価が甘くて粗製乱造では困るということだけだろうと思いますけれども、山本先生いかがですか。

○山本事務局員 そうですね。

○菊池委員 卒業のところですね。

○柏木委員長 そうです。

○菊池委員 ですから、それは試験の評価と卒業の認定というのは必ずしも一致しないわけですよ。

○柏木委員長 いや、というのは単位数でやりますので、みんな合格点を与えれば、卒業してしまうのです。

○小幡委員 そこは議論が分かれるのではないですか。単にパスさせるか、パスさせないかというところはもう少し厳しくしなければいけないというのは当然なのですけれども、さらにそのパスさせた中での成績分布ですが、もちろんクリニックとかエクスターンシップのように初めから成績段階はつけなければいけません、不合格は不合格になる、そういう科目もありますけれども、他の科目についてはランクがつくので相対評価でない場合には、あまりにもAが多いというのでは困るかという見方がある。もちろん、そういう発想がよくないというのもあるでしょうし、あるいはやはり厳しくランク付けすると学生に言った上で明確に差をつけると。

○柏木委員長 ほうっておくとインフレ現象が起きているようです。

松浦委員 成績表の社会的機能に着目する必要があると思います。アメリカの場合、ローファームが新人を採用する場合の選別基準は、ロースクールの評価と本人のGPAです。GPAがほんの1ポイント低かっただけで、希望するローファームに入れないということが起こります。成績は、本人の人生にとって決定的に重要な意味を持っているのです。

日本がそうなるかどうかはわかりません。成績だけで法科大学院の卒業生の就職先が決まるのは、望ましくないということになるかもしれません。大学による差別その他を避けるために成績を重視するということになるかもしれません。

すると、日本の法科大学院は、成績評価制度の社会的役割を作り出す責任も負っているということになるのかもしれません。少なくとも、法律家の国際的な品質保証というあたりを意識するのであれば、やはりきちんとしたGPAの制度を構築しなければならないと思います。

○菊池委員 申し上げたいのは、企業なんかで人を採用するときには各大学の評点というのはまちまちだということが大前提になる。ほとんど見ていないのです。自分の試験で採用するかしないかを決めていっている。成績はほとんど見ていないというのが今の実態なものですから、ちょっと参考までに。

○米倉委員 やっぱり成績は厳格に評価するのだから、しっかりついてこなければだめだよということはおかないといけません。しかもそれが世間に通じるような優だ、つまり絶対評価。私絶対評価がいいと思っているのですけれども、ここで優というのはどこへ出しても大丈夫な優のつもりで出す。そのつもりで私はおりますから、そのつもりで勉強してくださいと学生に言うつもりなのですけれども、例えば自分の大学の中ではできるけれども、世間では全然通用しない、「自分の大学だけの秀才」、そんなのはだめですから、やっぱり大きく言えば、世界に通用しなければいけないので、ですから本当は絶対評価が望ましいと私は思っておりますし、学生にそういうことを言った

きつけておかないと、どこまででも下がってくるのです。「無限後退」と私言っているのですけれども、こっちが下げれば下げるほど、もっと下げてくれ、下げてくれということで切りがないというふうになるわけ、レベルダウンする。学部ではいいですけども、もうここまで来た人はちゃんとやってくれないと困るということを教師の方もしっかり記憶して、そのつもりでこれはつけておかないといけないのではないかと。それを、私はよくわかりませんが、相対評価でもおやりになるのなら、それでも結構ですが、しかしそうなる大事なことは、共有組織とか、いや、そんな大げさな問題ではなくて、評価基準を客観性あらしめていくとなると、民法で4人の先生なら4人の先生が4月からケースメソッドをもしやるとすると、どんな教材で、どんな順番で、これはある程度話し合いをして、内容に共通点がないといけない。試験問題も統一しなければいけないということになってくる。今までのような教員一人一人がそれぞれ学問の自由だとか言って勝手にやっていたわけですけども、それが許されなくなって、頭の切りかえが絶対必要になってくる。これはかなり重大なインパクトを先生方に与えるのだと思うのです。1回やってしまえば、お慣れになるから、いいと思いますが、初めは相当抵抗感があるのだと思うのです。でも、それを乗り越えなければいけないと思っています。評価基準についてはまだ決めなければいけないところがいっぱいありますが、できるだけ厳格に、法科大学院で単位をとるということ自体なかなか大変なので、今までのような学部式のあれではないのだということは、これはこの際はっきり、特に初年度が大事だと思うのです。ここでいいかげんな先例をつくってしまいますと、幾らでも甘い点つけてもらえるということになるので、それではよくないと、切りかえなければいけないと、そういうことでございます。

○大出委員 先ほど来のお話と重複するかもしれないですけども、今どういう評価をするかということが、最終的にどういう意味を持っているのかが、はっきりしていない。つまり司法試験がなくて、法科大学院を修了したということで法曹への資格に直接結びつくということであれば、そこをどう客観化させていくかということが問われるわけですけども、将来的にそうなるかどうかはともかくとして、そういう展望のもとでという話になれば、今米倉先生おっしゃったように、今までの大学における教員の評価というのは、それぞれの教員の倫理観に基づいてやっていたというのは間違いないわけですから、そのところを統一するというの意味を何らかの形でちゃんと位置づけておいて、そこをまずチェックするというでないと意味がないだろうと思うのです。ですから、かなりの議論が必要ですし、本当に同じような基準で学生評価ができるのか、ペーパー試験だけの問題ではないですから、そこをどう評価しているのか、恐らく今までの教員の間でここを統一、一体化させるというのは非常に難しい問題だと思うのです。ですから、そのところから、どう手をつけていくのかということを考えないと、なかなか難しい問題だというふうに思います。しかし、それやらないと将来はないかもしれない。

○米倉委員 だから、せめてペーパーテストの問題くらいは、まず統一すると、それから始まるのではないのでしょうか。

○柏木委員長 それをこの第三者評価の基準としてがっちり決めてしまうのも、これはまた行き過ぎになるのだろうと思うのです。ただ、ある程度の客観性、今米倉先生がおっしゃったように、例えば民法1について3人の先生がやるということになれば、例えば少なくとも問題ぐらいは統一しようというような努力をしているかというようなことになるのですけれども、

ちょっと先を急がせていただきまして、次は修了生の活躍で、これがちょっとまた問題のところ

ありますけれども、山本先生から。

○山本事務局員 修了生の活躍ぶりを評価にどういうふうに盛り込むかというところでございます。やはりユーザーの視点というようなことをうたって評価する以上は、修了生がどうやって活躍しているのかをどこかで評価の対象とする方が自然とも思えます。しかし、それを基準に書いておきますと、法科大学院を訪問した際、それでは司法試験の合格者の率によって評価するのと一緒ではないかというようなことも言われました。確かに今の段階ではそうになってしまう。そうすると、ここ5年ないし10年ぐらいの、要するに黎明期での評価としてはこういうふうに考えるべきではないかということでまとめております。つまり自己改革を目的とした組織、体制が適切に整備され機能しているかという評価基準の解釈の指針として、例えば修了生がこの法科大学院の謳う人材として実社会で活躍しているかどうかをちゃんと検証していますか。それを教育効果に対する意見の聴取という形で、これからの教育研究活動の改善に生かす取り組みをしておりますかという、そういう取り組みの仕方として評価していくというのが評価基準としてはふさわしいのではなからうかという案でございます。こういう考え方でいいのかどうか。それとも、やはり修了生とか修了生の職場できちんとインタビューをして、いい修了生がいるということの評価すべきかどうか。これは、方向性としてどうするかということでございます。

柏木委員長 難しい問題ですね。いかがですか。

○阿部委員 例えば司法試験を受けなくて、というか受からなくて企業に入ったといった場合に、その企業の人事部門に聞きに来るといことになるわけですか。

○山本事務局員 評価の方法としては、そういうこともあり得るということです。

○阿部委員 人事の方でも答え方を決めておかないといけませんね。

○柏木委員長 活躍という事の内容ががよくわからないのです。ですから、出世主義になるおそれがなきにしもあらずという気がするのですけれども。

○松浦委員 アメリカのロースクールの場合は、委員が、例えば自分の州のバーアソシエーションに定期的に話にきているときに、最近の学生はこうだとか、もう少しこういう方面の教育をしなければいけないのではないかというような、モニタリング的な会議をいろいろ、学部長の職責の一つはそれですから、ローファーム主要なローファームとあって力入れている学生はこうだとか、そういう話したり、州のリーガルデパートメントとかジャスティスデパートメント辺りにしても、かなりそういうモニタリングはしていると思うのです。それが結局自分のところに戻ってきて、それでそれは大学に出されることは、評価の対象になっているかどうかはわからないのですが、それはされていると、そういう形のものをもっているということなのではないかなという気はしますけれども。卒業生が何をやっているかというのは、やっぱりほうっておいたってわかるし、みんなどこかで書いてくることだから、それよりも長期的な卒業生、自分たちの生産している生産物の品質管理みたいなものを組み込むという視点が必要ではないかと思えます。

○柏木委員長 少なくとも司法試験の合格率と評価とを直結はさせないという理解でした。これは、多分問題ないと思えます。今松浦先生がおっしゃったようなことは確かに非常にいいことなので、当法科大学院の卒業生は頭がかたいというような評判があった場合には、何らかの教育方法に反映するというようなことが必要なのかなという気がするのですけれども、いかがですか。

○阿部委員 これは、かなり長い期間にわたってずっとフォローしていかないとわかりませんよね。ずっと係長でうだつがあがらなかったけれども、ある日部長になったとか。

- 飯田副委員長 これは、黎明期でございますから、5年、10年先にどのような評価方法でやるのか、導入していくのかということになりますけれども。
- 宮川委員 5年後、10年後、どのように活躍しているかということと、法科大学院の教育とは因果関係があるのですか。
- 柏木委員長 それが問題なのです。
- 宮川委員 かなりその後の努力や偶然に左右されると思う。入った事務所が非常に教育熱心で、どンドン育ててくれるというところであれば成長し、活躍することとなるでしょう。そうではないところへ入ったら、しぼんでしまうかもしれない。企業社会で活躍している人たちもいるでしょうし、地方で、仕事にもまれて若くして活躍する人だっているでしょう。その評価を法科大学院教育の成果とみるというのは難しいです。
- 日和佐委員 私もほとんど同じような意見で、この教育期間というのは非常に限られた期間なわけですから、その限られた期間で一人の能力等に及ぼす影響というのも限度があると思うのです。ですから、その教育の効果なのか、その人の能力なのか、その後の努力なのかというものはなかなか見きわめがつきにくいと思います。ただ、どういう分野で、どのような活躍をしているかという、その調査といいますか、そういうデータは学校としてはとっておくということが必要だと思いますけれども、それが、ですから活躍しているから、その大学の評価がよくなるということにはなかなかつながらないと思うのですが。
- 飯田副委員長 今法科大学院を回っているわけですが、それぞれ法科大学院はこのような法曹を育てたいと、そういうようにうたっております。法科大学院としましては、法科大学院が目指している法曹として活躍するかどうか、それはやっぱりある程度相関関係があるかもしれません。そういう趣旨で活躍というのを使っているのかなと思ったのですけれども。
- 大出委員 確かに因果関係もあるし、反面教師でもありますし、大変難しいと思うのですが、いずれにせよ司法試験の合格率というのは、評価の対象にすべきでないと思うのです。短期的視野の中で見てもしようがない、長期的スパンの中で見る必要があるという議論があったことと関連して出てきているのだと思うのです。それは、どうなのでしょう、やっぱり自然とうわさとか社会的評価として固まっていくものであって、ですから、合格率で判断するということはすべきでないのだということを確認しておく必要があるということだろうと思います。認証評価としてやるべきことなのかどうかということがかなり議論が必要だろうと思うのです。認証評価としてどう取り組むかというのはかなり難しいのではないかという気がします。
- 柏木委員長 そうですね。おっしゃるとおりです。私もどっちかという、今大出先生がおっしゃられたようなことで賛成なのですけれども、世間一般評価というものも果たして信頼性があるのかどうか。
- 吉松委員 先ほどモニタリングというお話がありましたけれども、ちょっと生臭い話になりますけれども、今回の法科大学院のそもそもの理念、法曹倫理をかなりな正式な単位として教えている。例えば、その場合のモニタリングで非常にわかりやすいのは、たくさん弁護士を輩出して、懲戒にかかったというような弁護士を数字として挙げるのか、世間から見れば非常にわかりやすいと。ただし、因果関係上、問題がある。私は、そういう視点はとらないだろうと思うのです。だから、その辺を含めてどういう視点から、一体何のためにそこを取り上げるのかというあたりが、先ほど来先生がおっしゃったように非常に議論のあるところだろうと思います。

○柏木委員長 大出先生がおっしゃったように、ネガティブにその司法試験の合格率と直結させないというようなことを書いて、後、松浦先生がおっしゃったように例えばそういうユーザーの声を聞いているかと、聞いたことが即反映させられる、教育体制とか教育方法に反映できるかどうかは別として、やっぱりそういう評判を聞くという姿勢は必要だろうという気がするのです。その程度のソフトな縛りかなという気がするのですけれども。

○亀井委員 結局ユーザーの視点を何とか評価基準に入れたいという、そういうことから来ていると思うのです。それを直裁にどういう法曹を輩出しているのかという、アウトプットそのものを評価項目にするということは、やっぱり無理があるという議論で来ているのかなと思うのです。やっぱり流れからしまして、例えば2つのマインドと7つのスキルという、それだったらこういう法曹が欲しいということから、教育内容にぜひ入れてほしいわけで、こういうのをやってほしいのは出ています。そこをやっぱり中心に評価すると言っているかと思うので、モニタリングまでやってというのは、もちろんいろんな情報として整理するということは必要かもしれないのですけれども、この中に一つ項目として立てるとするような、機能的にはこれでいいのかなというふうには思います。

○柏木委員長 ということで、あまり積極的なご意見は出ておりませんでした。

次に、最後の9ですけれども、評価後に重要な変更があった場合の対応について、これも山本先生から。

○山本事務局員 これは、検討事項のご紹介なのですけれども、今回省令の案が出まして、評価が確定した後に教育課程または教育に大きな変更があったと。そのことについて把握し、その大学の意見を聞いた上で、必要に応じて公表した結果、評価の結果に当該事項を付記するなどの措置を講じるよう努めることというのがございまして、要するにいろいろ評価した後に大きな変化があったときは、それを把握できるようにしと。それを付記するなどの措置をしとというようなことが書いてありまして、これは一体どういうことになるのか、要するにこれは評価の基礎となる事実はいつまでのものを把握するのかとか、あるいは評価して、把握した事実間違いがあった場合にどうするのかとか、あるいはその後大きな変更あった場合の評価を変えとか変えないといった評価の効力の問題とか、いろんな側面を今検討しているところでございます。ちょっとそういう検討しておるといことです。

○柏木委員長 ありがとうございます。

大変貴重なご意見を評価基準に入れていただきましたけれども、例により時間がだんだんなくなってまいりました。きょうの議案は、ほかに2、3、4、5、6とたくさんそろっているわけでございますけれども、2、3、4、5、6について簡単に飯田先生の方からちょっとご説明の方をお願いします。

○飯田副委員長 5番については、山本さんの方からお願いしたいと思うのですが、2につきましては、評価基準は大分固まってまいりましたので、自己点検評価項目について、資料は38でございます。大学訪問をしておりますと、膨大な自己点検評価報告書を提出するというところで、大変負担になっておるといことでございますし、我々も実質重視で取り組みたいところで、できるだけ項目を絞りたいということで検討させていただきます。資料38については、絞ったつもりでございますが、他の実際に行われている法学部の自己点検評価報告書と比較しますと、大体3分の2ぐらいまでは減らしたと思うのですけれども、さらに絞るために実質重視という観点から、ご意見を賜

ればと思います。メールなどでお寄せいただければと思います。

次は、運営組織体制でございますが、資料 39、40 でございます。これは、「黎明期にある法科大学院の認証評価」の中に、案がございましたが、それとかわったところをご説明したいと思います。39 をごらんいただきたいと思います。それと、40 も一緒にごらんいただければと思いますが、従前は、評議会で異議を審査するというようにしていただいていたのでございますけれども、やはり異議審査につきましては独立性が必要であるということと専門性も必要であるということから、異議審査委員会というのを設けまして、異議の申立があれば、全件異議審査委員会に付託して、その審査を経て、それを踏まえて評議会で決定する。その方がより慎重、かつ適正にできるのではないかとということで、異議審査委員会を設けてはどうかと考えております。この点については、ご意見賜りたいと、このようにでございます。

また、異議審査委員会のうち、異議事由でございますけれども、これは資料 40 の 2 ページの (4) で提示しておりますが、異議事由につきましては、最近行政訴訟等でできるだけ門戸を広げるべきだというような論議もありますように、できるだけ異議は広く門戸を開けた方がいいのではないかと、このように、総合評価の不適、分野別評価の不適、分野別評価の多段階評価並びに評価結果に重要な影響を及ぼす前提事実、この四つの範囲をすべて門戸を広げるという方向で検討してはどうかと考えておりますので、そのあたりもご意見いただければと思っております。

あと、組織・運営につきまして、資料 39 に戻りますが、この評価事業をどのように組み立てていくかということでございますけれども、資料 39 の 2 枚目のところでございます。2 の財政運営と評価料というところでございます。現在、法科大学院を訪問調査しておりますが、大体どのくらいの評価料になるのだという質問がございまして、アバウト今考えているところはこういうところですという話をしまして、それについてご意見をいただいております。この評価につきましては、評価固有事業と、それを適正に行うために不可欠な前提事業があるだろうと。不可欠の前提事情としましては、2 の (2) でございますが、法科大学院全体の実態調査、情報収集ないし法曹養成全般の情報収集が必要だろうと。契約校が仮に 30 としましても 68 校全部を調べなければ適正な評価はできないということでございます。同時に、次に法曹養成教育についての調査研究、これは 2 つのマインド・7 つのスキルというものを打ち上げているわけでございますが、これを十分我々は研究しないと評価できないのではないかと。この二つの事業を関連事業として行いたい。それをやって初めて評価固有事業が適正に行われるのではないかと、そう考えている次第でございますが、ではどのくらいの費用がかかるのかとなりますと、少なくとも評価固有事業を評価額で賄うということはしないといけないのではないかと。それ以外の部分につきましては、何とか法曹養成にかかわるものでございますから、日弁連に支援を求めたいということで事業を立ち上げることができればと考える次第です。そういう設定からいきますと、評価料につきましては大体 5 年間で 1 回の評価を受けなければいけないわけですから、5 年単位で考えますと、年会費を 50 万、5 年間で 250 万、評価年度にはいろいろたくさんの費用がかかりますから、標準的に 100 人前後の法科大学院を標準に考えますと、評価料は別途 100 万、さらに現地調査を非常に重視しますので、現地調査にかかる交通費、宿泊費等の実費が恐らく 4, 50 万かかるということで、大体 5 年間で 400 万ぐらいということ想定して、法科大学院の方に参りまして、この程度で受け入れ可能でしょうかというご質問をしているわけでございますが、高いところもいらっしゃるのですけれども、その程度であれば受け入れ可能だとおっしゃるところの方が圧倒的に多いという状況でございます。ですから、

単年度に平準化しますと 80 万になるわけですが、そういうような計算でシミュレーションしますと、恐らくそれでも数百万ぐらいの評価固有事業だけでも赤字になる可能性が高いのですが、何とかそのぐらいだったらやっていけるのではないかなと思っています。そのような経済条件を設定しまして、法科大学院を訪問したときに、先方の意向を打診していると、そういう状況でございます。

以上が管理、運営のところでございますが、評価のやり方につきましては資料 41、42 に評価のプロセス案というのを示しております。資料 41 が 2007 年度下期に、秋学期に現地調査を受けるとしたら、どのようなプロセスになるのかということで検討したものでございますが、2006 年 4 月にいつやるか決めまして、評価基準の担当者を選任しまして、この段階で法科大学院に開示しまして、忌避の手続というのを用意しているわけでございます。その後、大体 1 年前には評価をする時期を決めまして、それから、2006 年 12 月でございますが、そこで自己点検評価項目を通知いたしまして、説明会等を開きまして、半年後に、2007 年 6 月にこの自己点検評価報告書を提出していただいて、それを十分に検討して、10 月か 11 月ごろ、入学試験が終わったころ、現地調査をしまして、12 月ごろには評価報告書の原案をつくりまして、評価の前提事実の部分について、法科大学院の意見を求め、それを踏まえて、評価報告書を決定しまして法科大学院に送付して、異議があれば異議を申し立てていただく。そこで異議があれば、異議審査会が審査をし、評議会で最終決定されると、こういう、大体ほぼ 2 年近いスケジュールを考えないといけない。これを我々は検討したのですが、こういうことで無理があるかどうか、現実性があるかどうかも含めて、いろいろご意見を賜りたい。きょうは、お時間あまりないものですから、メールとか、そういうものでできるだけどんどんご意見を賜りまして、次回で話し合っていたきたいと思っております。以上でございます。

○柏木委員長 ありがとうございます。

不手際でご意見を賜る時間がなくなってしまいましたので、ぜひこの資料 38 から 42 までにつきまして、ご検討いただき、メールでもあるいはファクスでも、ご意見くださるようお願いいたします。

○由岐事務局長 よろしいですか。

○柏木委員長 はい。

○由岐事務局長 メールアドレスは、こちら事務局の方で把握しているのですが、先生方のメーリングリストをつくっていいかどうか、検討をお願いします。

○柏木委員長 最近メールが発達しておりまして、メールでやりとりしていただくと、やりとりがきますと非常に事務の効率が図れますので、この委員会の委員の先生方のメーリングリストをつくって、それでメールでご連絡のやりとりをしてよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声)

○柏木委員長 ありがとうございます。それから、報告書の作成の件ですが、これは山本先生から。

○山本事務局員 資料 49、この法科大学院の第三者評価につきましては、文部科学省の方から研究の委託を受けております。去年の 11 月に研究の依頼を受けまして、その報告書を 3 月までにまとめて、4 月提出という運びになっております。テーマは、法科大学院の教育研究活動の状況についての評価で、内容は、評価基準、評価方法、評価体制のあり方、評価結果の公表のあり方、それから評価結果に係る大学からの意見申立制度のあり方。一応方法としては、関係者からの意見聴取、大学訪問調査、シンポジウム、検討会での検討ということで、届け出をしております。報告書をこれ

からつくっていくことになります。大体組み立てとしては、研究の目的、それから経過、それから結論として各項目について意見をまとめる、これも素案を事務局の方で起案してから、またメーリングリスト等で、あるいはほかのところでご意見を賜りたいというふうに考えています。

○柏木委員長 ありがとうございます。

○飯田副委員長 よろしいですか。

○柏木委員長 はい。

○飯田副委員長 評価方法のところの議題4に関係する言葉でございますが、前回の資料の資料32というのがございまして、現地調査のイメージという案を提出しております。本件の現地調査、非常にウエートが高いものですから、現地調査をどのように行うかについては、非常に精度を上げていかないといけないということを考えておりますので、現地調査のイメージにつきましてもぜひともご意見をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

○柏木委員長 よろしく願いします。それでは、最後に6番の法科大学院訪問調査の報告をお願いします。

○江森事務局員 資料51でございます。本日現在のものでございますが、43大学お邪魔しております。アポイントいただいているのを含めると59大学ということで、恐らく3月いっぱい全コースクールにお邪魔できるかと思っております。内容につきましては、もう少ししっかりした報告書を順次つくってまいりますので、また見ていただければと思っております。

○柏木委員長 ありがとうございます。ほかに特にご意見はございませんか。なければ、これで第4回認証評価検討委員会を終わりたいと思っております。先ほども報告いたしましたけれども、ちょっと積み残しが出てまいりまして、ぜひメール等でご意見をお聞かせ、お願いしたいと思っております。

本日は、お忙しいところ、どうもありがとうございました。